

保 国 発 1212 第 2 号
令 和 6 年 12 月 12 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）

令和7年度以降の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の取扱いについて

国民健康保険の事業運営に当たっては、平素より格段のご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

当交付金については、70 歳から 74 歳の被保険者に係る一部負担金等の軽減特例措置の実施について、国が一部負担金に相当する額（以下「指定公費負担医療費」という。）を支払うものであり、当該特例措置は平成 31 年 3 月 31 日までの間に療養を受けたものとしており、令和元年以降においても月遅れ請求や保険医療機関からの再審査請求等が発生した場合に対応するための予算措置を継続していたところです。

近年、指定公費負担医療費の保険医療機関からの請求額は減少していることや、指定公費負担医療費の保険医療機関からの返還額が請求額を大幅に上回っていること等を踏まえ、当交付金については、令和6年度をもって終了することとします。なお、指定公費負担医療費に係る今後の取扱いについては、下記のとおりとします。

各都道府県におかれては、貴管内国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に対する周知につき、配慮願います。

記

1. 国庫補助終了後の指定公費負担医療費の取扱いについて

当交付金終了後の取扱いについては、令和3年11月12日付け保保発1112第1号・保国発1112第1号「指定公費負担医療に関する国庫返還の取扱いについて」の（4）のとおり、速やかに厚生労働省へ報告し国庫返還するものとしているが、その返還方法については、以下のとおりとする。

- （1） 各国保連からの厚生労働省への報告及び国庫返還については、国民健康保険中央会がとりまとめて行うこととする。そのため、各国保連においては、各年度末に当該年度内の指定公費負担医療費に係る返還金（保険者への請求月（医療機関への支払月）ベースの4月～翌年3月分）を国民健康保険中央会に返還するものとする。

- (2) 保険医療機関からの請求金が生じた場合は他の保険医療機関からの返還金より支払うこととし、他の保険医療機関からの返還金がなく請求金が生じた場合又は返還額が請求額を下回った場合は、原則として、その都度、国民健康保険中央会に請求することとする。

2. 国庫補助終了後の会計上の取扱いについて

国庫補助終了後の会計上の取扱いについて、具体的な例としては以下のとおりとする。

例

- ① 診療報酬の受入分は、「診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する支払勘定）」にて受け入れる。療養費の受入分は、「診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）」にて受け入れる。
- ② 保険医療機関等への支払分は「診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する支払勘定）」等の「支払行為を行うべき会計」で支出する。